

旭区区政会議公募委員選考会設置要綱

(設置)

第1条 旭区区政会議委員（以下、「委員」という）の公募にあたり、旭区区政会議委員公募手続事務要領（以下、「要領」という。）に基づき応募のあった委員候補者より、委員としてふさわしい人物を適正かつ公平に選考するため、旭区区政会議公募委員選考会（以下、「選考会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 選考の実施に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 選考会は、会長及び会長が指名する選考委員で組織する。

2 会長は、旭区長をもってあてる。

(会議)

第4条 選考会は、会長が招集する。

2 選考会は、選考委員の過半数の出席により成立する。

3 選考会の決定は、出席選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(選考する委員の任期)

第5条 選考会は、令和元年10月1日から令和3年9月30日までの任期における委員の選考を行う。

(選考方法)

第6条 要領に従い申込み時に提出された応募者の応募動機（様式1に記載）及び「旭区運営方針」に定めた目標に対する意見や考え方（様式2に記載）を各選考委員が評定する。

2 応募者に対する採点は、各選考委員の評価点数を70点満点とし、次表1の評価項目・基準を次表2の配点基準に従い採点し、得点合計の上位の者から選考する。ただし、得点合計が全体の6割にあたる126点に満たなかった場合は委員候補者として選考しない。また、選考委員の3分の2以上が、配点10点の評価項目で2点以下の項目が1項目以上ある評定をした場合も委員候補者として選考しない。

3 この要綱に定めるもののほか、旭区区政会議公募委員の選考について必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 選考会にかかる事務については、旭区役所企画総務課がこれを所管する。

附則

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

表1

区分	評価項目	評価基準	配点
意見書	現状把握	選択したテーマの現状を正確に把握しているか。	10
	問題意識	旭区のまちづくりについての問題意識が高いか。	10
	記述内容	公平な立場で建設的な意見を述べ、社会的に妥当な意見を述べているか。	10
	論理性	論旨が首尾一貫しており、矛盾がなく分かりやすいか。	10
応募動機	応募動機	理由が明確で妥当か。	10
	意欲・実績	委員となることに熱意が感じられ、十分な実績があるか。	10
全般的な表現力	全般的な表現力	全般的な表現力があり、広範な知識を感じることができるか。	10

合計 70 点

表2

点数	10点配点
10点	非常に優れている
9点	
8点	優れている
7点	
6点	普通
5点	
4点	やや劣る
3点	
2点	劣る
1点	